

## 行政不服審査手続に関する規則の一部を改正する規則の概要

### 1 改正理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政不服審査法施行規則（平成28年総務省令第5号）が改正され、審査請求における裁決の公示方法による送達が、「不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を当該審査庁の事務所の掲示場に掲示し、又はその旨を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行う」こととなったため、千葉県公安委員会が行う裁決の公示方法による送達について定めた行政不服審査手続に関する規則（平成28年千葉県公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）の一部改正を行った。

### 2 改正の内容

規則第27条に規定する「千葉県警察本部の掲示場に掲示し、かつ、千葉県報に登載して行うものとする。」を「千葉県警察のホームページに掲載するとともに、公安委員会の掲示場に掲示して行うものとする。」に改めた。

### 3 施行期日

令和8年5月21日